

徳島県告示第三百六十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査を次のとおり実施する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 適性検査の対象者

平成三十年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査の日時及び場所

対象者	日 時	場 所
徳島県東 部農林水 産局の所 管区域内 に住所を 有する者	第一回 令和三年七月十四日（水曜日） 午前十時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回 同 十六日（金曜日） 午前十時から	勝浦郡上勝町大字福原字平間四五―二 上勝町福原ふれあいセンター
	第三回 同 十九日（月曜日） 午前十時から	勝浦郡勝浦町大字三溪字古川三―二 勝浦町農村環境改善センター
	第四回 同 二十一日（水曜日） 午前十時から	名西郡神山町下分字今井一二五―三 神山町立下分公民館
	第五回 同 二十六日（月曜日） 午前十時から	小松島市横須町一―一 小松島市役所
	第六回 同 二十八日（水曜日） 午前十時から	吉野川市川島町宮島七三六―一 徳島県吉野川合同庁舎
	第七回 同 三十日（金曜日） 午前十時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第八回 同 八月二日（月曜日） 午前十時から	同
	第九回 同 四日（水曜日） 午前十時から	板野郡上板町七條字経塚四二 上板町農村環境改善センター
	第十回 同 五日（木曜日） 午前十時から	吉野川市川島町宮島七三六―一 徳島県吉野川合同庁舎
	第十一回 同 十日（火曜日） 午前十時から	鳴門市撫養町南浜字東浜一六五―一〇 うずしお会館
	第十二回 同 十二日（木曜日） 午前十時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
徳島県南 部総合県 民局の所 管区域内 に住所を 有する者	第一回 同 七月六日（火曜日） 午前十時から	海部郡海陽町四方原字杉谷七三 阿波海南文化村
	第二回 同 七日（水曜日） 午前十時から	那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四―一 那賀町地域交流センター
	第三回 同 八日（木曜日） 午前十時から	同
	第四回 同 九日（金曜日） 午前十時から	海部郡美波町奥河内字弁才天一七―一 徳島県南部総合県民局美波庁舎

徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第五回	同	十一日（日曜日）	阿南市領家町野神三一九
	第六回	同	十八日（日曜日）	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
	第一回	同	十二日（月曜日）	三好市池田町マチ二四一五
	第二回	同	十三日（火曜日）	徳島県西部総合県民局三好庁舎
	第三回	同	十四日（水曜日）	三好市役所 第二分庁舎
	第四回	同	十六日（金曜日）	同
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第五回	同	二十日（火曜日）	美馬市脇町猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第六回	同	二十一日（水曜日）	同

三

狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査の日の十日前まで

四

狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	徳島県東部農林水産局
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部